

# 兵庫ゆずりあい駐車場利用証 使用上の注意



譲りあい感謝マーク

この利用証は、「歩行が困難な方」であることを  
わかりやすく表示するものであり、  
必ず駐車できることを保証するものではありません。  
基本となるのは、一人ひとりのやさしい心、ゆずりあいの心です。

## 1 利用できる駐車場（兵庫ゆずりあい駐車場）

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。

対象施設は県のホームページでご覧いただけます。

兵庫ゆずりあい駐車場には、幅の広い車いすマーク駐車場と普通の幅のプラスワン駐車場があります。

両方の駐車スペースがある場合、普通の幅の駐車場で乗り降りが可能な方は、プラスワン駐車場をご利用ください。



【案内標示】



【駐車場での設置例】

## 2 利用方法

- 駐車するときは、ルームミラーにかけるなど、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」が外から見えるように車内に掲示してください。
- この利用証が使えるのは、交付された本人が兵庫ゆずりあい駐車場を利用（同乗の場合も含む）する場合だけです。  
他人に貸し出したり、譲ったりすることはできません。
- 介助の方など第三者が運転される場合は、交付されているご本人の乗り降りが済み次第、自動車を一般駐車場へ移動いただくなど、ゆずりあって駐車場を利用してください。

## 3 利用証の再交付・返却

- 利用証を有効期限内になくしたり、破損した場合は、利用証の再交付を受けることができます。  
再交付申請書は申請窓口や兵庫県のホームページから手に入れることができます。
- 有効期限が過ぎた場合や、症状の変化などで交付対象でなくなった場合は、最寄りの申請窓口に戻却してください。  
返却届は申請窓口や兵庫県のホームページから手に入れることができます。  
郵送による返却も可能ですが、郵送料はご負担願います。

### 【 ご注意ください 】

- この利用証を使って、道路交通法に基づく道路上の駐車禁止の除外を受けることはできません。
- 駐車場が有料の場合、この利用証を使って割引などを受けることはできません。
- 他人に貸し出したり、譲ったりするなど、不適正な利用が明らかになった場合、利用証を返却していただきます。

※ 利用証の交付の申請に關していただいた個人情報は、本業務以外には使用いたしません。

**限られた駐車スペースをゆずりあって使いましょう。**

再交付・返却等のお問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部障害福祉局 ユニバーサル推進課

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

県ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/kf10/tyuusyajyou.html>